(別紙様式第1号)

　　　　　　年　　月　　日

一般社団法人電子決済等代行事業者協会

代表理事　瀧 俊雄　殿

商号又は名称

代表者の役職

氏名

入会申込書（第一種・第二種)会員

今般、貴協会の（第一種・第二種）＜該当に○もしくは非該当に消し線＞会員として入会したく、貴協会定款第9条第1項の規定に基づき入会を申し込みます。当社は、現在かつ将来にわたっても、下記の20｢入会基準に関する規程第4条に規定する各号のいずれにも該当しないこと｣並びに法令等及び貴協会の定款その他貴協会が定める規則等を遵守することを表明し、確約します。

記

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1 | フリガナ | | | |  |
| 氏名、商号又は名称 | | | |  |
| 2 | 代表者 | | 役　　職 | |  |
| フリガナ | |  |
| 氏　　名 | |  |
| 生年月日 | |  |
| 3 | 本店又は主たる事務所の所在地 | | 郵便番号 | |  |
| 住　　所 | |  |
| 電話番号 | |  |
| 4 | 資本金及び資本準備金の額又は出資の額（項目別に分けて記載） | | | |  |
| 5 | 創業又は設立年月日 | | | |  |
| 6 | 登録の有無  （無しの場合は予定の有無を記載) | | | |  |
| 7 | 登録年月日等  (登録済の場合) | | 登録年月日 | |  |
| 登録番号 | |  |
| 8 | 役員数・従業員数 ・API接続金融機関数 | | | | 役員数　　　　　名　・　従業員数　　　　　名  　API接続金融機関数 |
| 9 | 電子決済等代行業の種別又はその予定（みなし事業者については既に行っている業務）及びその概要 | 実施中 | | 1号（金融機関API利用）・1号（金融機関API非利用）  2号（金融機関API利用）・2号（金融機関API非利用）  概要(別紙の添付でも可)： | |
| 実施予定 | | 1号（金融機関API利用）・1号（金融機関API非利用）  2号（金融機関API利用）・2号（金融機関API非利用）  概要(別紙の添付でも可)： | |
| 10 | 銀行法第52条の61の8に定める利用者への説明等の内容（登録ありの場合） | | | |  |
| 11 | 銀行法第52条の61の10第3項に定める公表の内容（登録ありの場合） | | | |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 【入会申請事務担当者】 | |  |
| 12 | 所属部署 |  |
| 13 | 役　　職 |  |
| 14 | フリガナ |  |
| 氏　　名 |  |
| 15 | 郵便番号 |  |
| 16 | 住　　所 |  |
| 17 | 電話番号 |  |
| 18 | FAX番号 |  |
| 19 | E-mail |  |
| 20 | 入会基準に関する規程第4条関係  入会基準に関する規程第4条に規定する次の各号のいずれにも該当しないこと。   1. 法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は本協会の定款その他の規則に違反し、法に基づく登録の取消し、廃止の命令又は本協会から除名の処分を受けたことがあるもの 2. 入会申込書又は入会申込書に添付した書類に虚偽の記載があり、又は重要な事項について記載が欠けているもの 3. 刑事事件(微罪を除く。)の被疑者として逮捕され、又は被告人として訴追されているもの 4. 納税に関し、犯則事件として調査を受け告発されているもの 5. 業務上遵守すべき法令等に違反しており、又は関係行政庁の処分に従っていないもの 6. 銀行取引停止等の処分を受けて取引上の信用を失っているもの 7. 法第52条の61の5第1項各号（同条第1項第1号ロを除く。）に該当するもの 8. 役員又は使用人のうちに、経歴、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第33号)第2条第2項に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員との関係その他の事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、電子決済等代行業の信用を失墜させるおそれがあると認められるもの 9. 本協会の規則及び自主規制に服することができないもの   (10)当協会との信頼関係を破壊する行為又は電子決済等代行業に対する信用を失墜させる行為を行ったもの若しくは行うおそれがあると認められるもの | |
| 21 | 銀行法以外の法律（農業協同組合法、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金 融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法）における電子決済等代行業を行う事業者については、当該法令における上記10及び11等に関する情報並びに当該各法令における手続の状況(別紙の添付でも可)： | |
| 22 | 【任意記載項目】  紹介を得られる本協会の役員、事務局または正会員がいる場合には、当該推薦者の承諾を得て、本欄に当該推薦者の社名（個人にあたっては氏名、所属）及び連絡がとれる電子メール、電話番号を記載することができる。 | |

注）１．上記の２の欄には、外国法人又は外国に住所を有する個人である電子決済等代行業者にあっては、国内における代表者の氏名を記載すること。

２．上記の４の欄には、入会申込日現在の額を記載すること。

３．上記の９の欄における１号、２号との記載は、平成29年５月26日成立の銀行法等の一部を改正する法律による改正後の銀行法２条１７項の１号及び２号を指すものとする。

４．上記の１０及び１１の欄における記載については、当該内容を記載したURLの記載で足りる。また、記載欄が足りない場合は、必要に応じて別紙を添付する。